

喫煙の可否 飲食店掲示

条例きょう一部施行 都が啓発活動

都の受動喫煙防止条例が9月1日に一部施行され、飲食店の入り口に「禁煙か、喫煙できる場所があるか」が分かる標識の掲示が義務化される。前日の31日には都が啓発活動の一環として、飲食店の協力を得て、標識のステッカーが張り出される様子を報道関係者に公開した。

都条例が来年4月に全面施行されると、従業員を雇っている飲食店は原則全面禁煙になり、都内の飲食店の84%(約13万軒)が規制の対象となる。

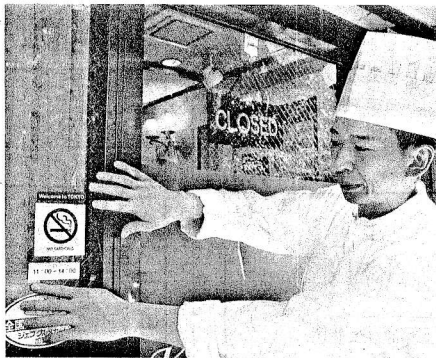
都は、条例の一部施行により9月開幕のラグビー・ワールドカップ日本大会で海外から訪れる人たちにも、店の喫煙状況を分かりやすく周知。この機に飲食店に受動喫煙防止への意識を高めてもらい、全面施行に備えたいと考えた。

31日は、中央区日本橋室町2にある日本酒バー「八海山 千年こじや」で、従業員がレジ横に店内禁煙を示すステッカーを掲示した。尾身修造長(44)は「日本酒が邪魔されないようにと禁煙にして

いたので、今後も食事や日本酒の邪魔にならない店づくりをしていきたい」と話した。

近くにある洋食店「レストラン桂」で入り口にランチ時間帯は禁煙の時間分煙を示すステッカーを貼った店主の手塚清照さん(49)は「人口が増えファミリ層も利用してくれているが、たばこを吸う人がいると帰る人もいる。表示があれば気軽にランチに来てもらえると思う」と話した。

ただ、条例周知の一翼を担う飲食店組合に入っていない店も多く「条例の内容が正しく伝わっていない」(飲食店関係者)などの指摘もあるため、都はビール会社などにも協力を仰ぎ、啓発チラシの配布をしている。



店頭で時間分煙を示すステッカーを貼った洋食店「レストラン桂」の店主＝中央区日本橋室町1で

受動喫煙防止条例の一部施行により、標識の掲示義務化ほか、幼稚園や保育所、小中学校の敷地内が完全禁煙になる。【内田幸一】

当店は禁煙です！ 都内きょうから明示義務化

東京都が二〇二〇年東京五輪・パラリンピックに向けて制定した受動喫煙防止条例に基づき、都内の飲食店では禁煙や喫煙、分煙の表示が九月一日から義務化となり、店頭での対応が進んでいる。中央区日本橋のレストランなどでは三十一日、分煙を示すステッカー「写真」を入りに張り出していた。

都条例の内容は段階的に進められており、全面施行となる二〇年四月には従業員を雇う飲食店は店舗面積にかかわらず屋内が原則禁煙となり、喫煙は専用室がある場合しかできない。都によると、従業員を雇用して対象となるのは都内の飲食店の約84%に当たる約十三万店に上るといふ。

三十一日、日本橋の洋食店「レストラン桂」はランチタイムの禁煙を知らせるステッカーを入りに口脇に張った。店主の手塚清照さん(49)は「小さいお子さんがいる家族連れが来店しやすくなれば」と期待を込める。

近くにある商業ビル内の飲食店は全面禁煙を示すシールをレジ脇に掲示した。男性店長(49)は「たばこは食事しながらではなく、喫煙所で楽しむもの」と話した。

九月一日からは店頭での表示義務化のほか、既に敷地内が原則禁煙となっている幼稚園や保育所、小中学校についても、屋外の喫煙場所設置も認められなくなる。



喫煙可否の掲示 飲食店で義務化

東京都内の飲食店で1日、都受動喫煙防止条例に基づいて、喫煙・禁煙の標識の掲示が義務づけられる。飲食店が並ぶ中央区・日本橋では8月31日、経営者が店頭で「禁煙」などと記されたステッカーを貼る作業などにあたった。

受動喫煙対策をめぐっては、改正健康増進法が来年4月に全面施行され、飲食店や会社などは原則、屋内



禁煙の標識を掲示した飲食店(31日、東京都中央区)

禁煙となる。東京では来年、「たばこの煙のない」スマートフォン「フリー」を掲げる五輪・パラリンピックの開催を控えており、都は同法よ

り厳しく規制する条例を制定。1日からは標識の掲示などの規制が始まる。

31日に禁煙の標識を店頭に掲げた日本橋室町の日本酒バー「八海山 千年こじや」店主の尾身修造さん(44)は「外国人客にも取り組みを伝えられる」と歓迎していた。